

## 公表の対象となる防火対象物

飲食店や雑居ビルなどの不特定多数の人々が入り出りする特定防火対象物が、公表対象となります。

防火対象物（消防法施行令別表第1）（特定防火対象物：黄色色の部分）

(1)	イ	劇場、映画館等	(9)	ロ	イ以外の公衆浴場
	ロ	公会堂、集会場	(10)		車の停車場、船の発着場等
(2)	イ	キャバレー等	(11)		神社、寺院、教会等
	ロ	遊技場等	(12)	イ	工場、作業場
	ハ	性風俗関連特殊営業店舗等		ロ	映画スタジオ、テレビスタジオ
	ニ	カラオケボックス等	(13)	イ	自動車車庫、駐車場
イ	料理店等	ロ		飛行機の格納庫	
(3)	ロ	飲食店	(14)		倉庫
(4)		物品販売店舗等	(15)		前各項に該当しない事業所
(5)	イ	旅館、ホテル等	(16)	イ	特定の複合用途防火対象物（※1）
	ロ	寄宿舎、下宿、共同住宅		ロ	イ以外の複合用途防火対象物
(6)	イ	病院、診療所等	(16の2)		地下街（※2）
	ロ	特別養護老人ホーム等	(16の3)		準地下街（※2）
	ハ	老人デイサービスセンター等	(17)		重要文化財等
	ニ	幼稚園、特別支援学校	(18)		延長50m以上のアーケード
(7)		小中学校、高等学校等	(19)		市町村長の指定する山林
(8)		図書館、美術館等	(20)		総務省令で定める舟車
(9)	イ	蒸気浴場、熱気浴場等			

※1 (1)から(15)中の特定防火対象物が含まれる複数の用途に供される防火対象。

※2 現在、臼杵市に地下街又は準地下街に該当する施設はありません。